

平成31年3月29日
航空局安全部運航安全課

操縦技能審査員 各位

特定操縦技能審査口述ガイダンスの改正について（通知）

1. 背景

（1）平成30年8月30日、運輸安全委員会は、平成29年6月3日に富山県立山連峰で発生した小型航空機墜落事故に関する航空事故調査報告書の中で、山岳地帯上空を飛行中、雲中飛行となり、自機の位置及び周囲の状況を把握することが困難となり、山頂付近に近づいたことが事故原因と推定しています。また、自家用小型機の運航の安全性の向上を図る必要があるとして、国土交通大臣（航空局）に対して勧告が行われ、小型機の操縦士等に対して、次の安全向上策を講じることとされたところです。

<勧告内容>

以下の周知及び指導強化を実施すること

- 着氷気象状態での飛行が認められていない航空機における着氷の危険性及び着氷気象状態での飛行を避けるべきこと
- 同乗者も含めたシートベルト及びショルダーハーネスの着用を励行
- 小型航空機の利用者に対する航空機用救命無線機（E L T）の適正な取付・運用方法等に関する情報提供

（2）また、一連の国内航空会社の飲酒に関する不適切事案等を受け、航空局では、航空法第70条の趣旨を踏まえ、航空機乗組員が酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態について、一定の目安となる具体的な体内アルコール濃度等の基準を明確（「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（航空法第70条関係）（平成31年1月31日付け国空航第2278号）」）にしたところです。更に、「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」における検討を踏まえた「中間とりまとめ（平成30年12月25日公表）」において、自家用運航者については特定操縦技能審査時の審査項目としてアルコールに関する知識を追加することとされたところです。

2. 通知内容

航空局では、上記内容を踏まえ、今般、特定操縦技能審査に関する口述ガイダンスを改正（別添1）して上記内容を審査項目に追加することとしましたので、各操縦技能審査員におかれましては、以下についてご対応願います。

(1) 飲酒に関する知識の理解促進

①飲酒に関する知識について、事前調整の段階など可能な限り特定操縦技能審査を実施する前に、受審者である操縦士に対し、下記 URL に掲載中の飲酒に関する教育資料を配布し、内容を十分に理解しておくよう依頼すること。

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000030.html

②当該教育資料について、以下の内容の知識を十分に習得した上で審査を行うこと。

- 航空法第70条に定められた酒精飲料又は麻酔剤その他薬品に関する規制について
 - 飲酒による運航への影響やルールについて
 - アルコールの影響によって正常な運航が出来ない恐れがある状態について
 - アルコール検知器の使用方法について
 - アルコールの分解に要する時間について
- (2) 特定操縦技能審査における重点的な審査（本年5月1日より施行するが、可能な限り前倒しで実施）

改正後の特定操縦技能審査に関する口述ガイダンスに基づき、かつ昨年配布している添付2のリーフレットを活用し、審査等において重点的に審査するとともに、審査終了後のブリーフィングの機会においても受審者に対して同内容の十分な理解を改めて確認すること

3. その他依頼事項等

(1) 第六回小型航空機等に係る安全推進委員会において国と操縦士との間の一層の連携強化を図るよう指摘されているところ、操縦士への直接的な安全啓発や情報発信を強化するため、操縦士からの一層の電子メールアドレスの収集を図る必要があることから、特定操縦技能審査の機会を通じた電子メールアドレスの収集について改めてご協力願います。

なお、手続きの詳細については、航空局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000012.html) をご確認ください。

【連絡先】

航空局安全部運航安全課
技能審査係・小型機安全対策係
(03-5253-8737)